

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和7年9月24日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所1階101会議室に招集する。

記

- 議案第27号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
議案第28号 刈谷農業振興地域整備計画の変更について
議案第29号 農地法第3条の規定による許可について
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第32号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について
議案第33号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について
報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

農業委員

出席者 13名

2番 井野 容次	3番 近藤 庄次	4番 近藤 輝彦	5番 加藤ふく子
6番 加藤 彰夫	7番 塚本 忠	8番 山本 坂一	9番 山田 正子
10番 杉本 常男	11番 神谷 友裕	12番 塚本 信子	13番 酒井 行教
14番 杉浦 俊広			

欠席者 1名

1番 山田 友樹

農地利用最適化推進委員

出席者 11名

1番 近藤 俊彦	2番 神谷 修二	3番 近藤 靖	4番 岡村 信幸
5番 戸田 一成	6番 杉浦 克己	7番 三浦 和博	8番 尾嶋 二郎
10番 清水 文高	12番 高須 哲也	13番 稲垣 重雄	

欠席者 2名

9番 杉浦 克敏	11番 平野 正美
----------	-----------

午前 10 時 00 分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記 2 名を指名する。

議事録署名者 10 番 杉本 常男 11 番 神谷 友裕

議 事

議 長 はじめに、議案第 27 号を上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

議案第 27 号

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

まず、決議提案の背景ですが、過去に農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が立て続けに発生したことを踏まえ、令和元年度全国農業委員会会長代表集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」の決議があり、その趣旨に則り、各農業委員会総会においても決議を実施するよう、一般社団法人愛知県農業会議より依頼がありました。この件につきましては、刈谷市においても令和 2 年 8 月の総会にて決議したところですが、今年度再び農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕や起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が発生していることを踏まえ、再度、愛知県農業会議より総会での決議依頼があったため、改めて決議するものです。

それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、次のとおり提案いたします。

(1) 提案内容について

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案と書かれた別紙をお願いします。

こちらを読み上げます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合せ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年9月24日 割谷市農業委員会

議案書に戻ります。

(2) 提案理由について

令和元年度全国農業委員会会长代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合せ」の決議があり、その趣旨に則り、各農業委員会総会においても決議を実施するよう、一般社団法人愛知県農業会議より依頼があったためです。

説明は以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

杉本常男 報道に載るような何か不祥事があったことでしょうか。
委員

事務局 全国でそうした不祥事があったことを踏まえて再度愛知県農業会議から依頼があったものです。

三浦和博 普通にやっていればそんなことは起こらないと思うのですが、何か気委員を付けたほうが良いこととかあるのですか。

事務局 おっしゃるとおり普通にやっていれば起こり得ないことではあります
が、今一度確認の意味を込めて今回改めて決議するものになります。

議長 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第27号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案第27号を原案通り決定します。
つぎに、議案第28号を上程し、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明させていただきます
2ページをお願いします。
議案第28号
刈谷農業振興地域整備計画の変更について

まず、農業振興地域整備計画について説明します。農業振興地域整備計画は農振法に基づき農業を振興する地域を明らかにし、その地域の土地利用を定めるとともに、農業生産基盤の整備、農地保有の合理化、農業の近代化施設の整備を進め、魅力ある農業地域をつくることを目的とし、本市では昭和49年に計画策定以降、およそ5年に1度見直しを行っています。

今回の見直しにつきましては、昨年度に基礎調査を実施し、その結果をもとに策定した本計画の見直し案について、農業委員会を始め関係

機関の意見をいただいた後、10月の県西三河農林水産事務所農振対策班会議及び11月の県本庁農振対策班会議に諮る予定をしています。なお、今回の見直しにあわせて農振除外や編入する土地はありませんので、現在の情勢や制度を踏まえた字句の修正や最新データの掲載などが主な変更内容となっております。

それでは、（1）計画変更案について要約しながら説明します。

刈谷農業振興地域整備計画書案の1ページをお願いします。

1ページからは農用地利用計画として、刈谷市の概況や土地利用の現況・方向性などを記載しております。

次に4ページの真ん中、イの農用地区域の設定方針として、さまざまな条件をもとに設定すべき農用地の面積を定めており、今回は1,007haを農用地区域として設定することとしております。

5ページの下段（2）の農用地利用計画変更の基本方針の項目では、農用地区域への編入や除外の考え方をまとめています。

次に8ページ真ん中、イの用途区分の構想では北部地区、中部地区、南部地区に分けてそれぞれの特色を生かした土地利用の方向を記載しています。その中で、北部地区の最後の段落に記載しているが、刈谷市総合運動公園北側の拡張整備について明示しており、今後開発を進めていく予定としております。

10ページからは農業生産基盤の整備開発計画として、それぞれの地区における基盤整備事業についての今後の考え方についてまとめています。

13ページからは農用地等の保全計画として、荒廃農地の解消や担い手への集積、鳥獣被害防止対策について記載しています。

17ページからは農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画として、これまでと同様、年間1人の新規就農者の確保と農業所得として主たる従事者2人による経営体を想定した基幹経営体が概ね年間800万円の水準を実現できるようを目指していくことを記載しています。

22ページからは農業近代化施設の整備計画として、水稻や小麦、野

菜や果実などの作物別や北・中・南の地区別の整備の方向を定めております。

26ページからは農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画として、刈谷生きがい楽農センターや県の農業経営・就農支援センターなどの活用について記載しています。

27ページの農業従事者の安定的な就業の促進計画では、昨年度1,000m²以上の農地を耕作している世帯、1,340世帯に対して今後の農業経営の意向調査を行ったところ、24件が規模拡大を希望、320件が規模縮小あるいは農業をやめたいとの回答があったことをふまえ、昨年度策定しました地域計画に基づき担い手への集積・集約化を進めていく必要があることを明記しています。

最後に29ページからの生活環境施設の整備計画では、本市全体の生活環境の問題点が及ぼす農業への影響等について記述しております。

議案書に戻ります。

(2) 提案理由について

この案を提出したのは、刈谷市が農業振興地域の整備に関する法律第12条の2の規定に基づき行った基礎調査の結果、刈谷農業振興地域整備計画を見直す必要が生じたため、計画を変更することについて、刈谷市長より意見を求められたからであります。

説明は以上です。

議 長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

神谷友裕 刈谷市総合運動公園の拡張整備を予定しているとのことですが、どのあたりをやるのでしょうか。

事務局 刈谷市総合運動公園の北側エリアになります。

神谷友裕 新たなグラウンドができると聞いていますが、何ができるのでしょうか。
委 員

事 務 局 そのような話も聞いていますが、まだハッキリとした内容は聞いていません。

神谷友裕 逢妻川の方が高いと思いますが、その土地の嵩上げをすることもある
委 員 のですか。そうなると他の田にも影響があると思います。

事 務 局 現段階で施工方法まで聞いておりませんので詳細は分かりません。

杉浦俊広 中手町から刈谷市総合運動公園まで抜ける道の計画もあると思います
委 員 が、それにも関係していますか。

事 務 局 刈谷市総合運動公園の拡張整備とは関係なく、道路整備はもう少し先
の話かと思います。

議 長 総合運動公園の北側エリア全体では農地はどれぐらいあるのですか。

事 務 局 約 1.3 ha になります。

議 長 1.3 ha のうち 5 ha が今回整備予定とのことです、今後残りの農地
も開発される予定があるのでしょうか。

事 務 局 今現在ではそういったことは聞いておりません。

杉本常男 この計画は 5 年程度で更新していますが、何か決まっているのですか。
委 員

事 務 局 農振法に基づきおおむね 5 年で見直しすることとなっています。

議長　　昨年度策定した地域計画に沿って集約化等を進めていくことになったかと思いますが、そうした内容についても記載されているのですか。

事務局　　それぞれの施策の方向性の中で地域計画を踏まえた記述に変更しております。

議長　　質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第28号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長　　異議なしと認め、議案第28号を原案通り決定します。
つぎに、議案第33号整理番号23を上程します。
なお、本件は、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、私、
加藤彰夫は退席いたします。退席中の議事進行は杉浦俊広会長代理に
お願ひいたします。

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊広　　それでは事務局に説明を求めます。
委員

事務局　　それでは、説明させていただきます。
7ページをお願いします。
議案第33号
農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号23]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)

● ● ● ●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和7年1月1日から令和17年1月31日まで

説明は以上です。

杉浦俊広 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。
委 員 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第33号整理番号23を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

杉浦俊広 异議なしと認め、議案第33号整理番号23を原案のとおり決定します。
委 員

(加藤彰夫委員着席)

議 長 それでは、議案第29号から議案第33号及び報告第26号から報告第28号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。
3ページをお願いします。

議案第 29 号

農地法第 3 条の規定による許可について

[受付番号 8]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

共有所有から単独所有へ変更するために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は変わらず 6 a になります。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4 ページをお願いします。

議案第 30 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について

[受付番号 15]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)



(転用事由)

駐車場

申請地は、富士松北保育園の北約20mのところに位置しています。農地区分は、水道、下水道管、ガス管のうち2種類以上埋設されている道路沿いで、概ね500m以内に2つの教育施設等があるため、第3種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にてこれまで家族3人で暮らしていますが、家族が増え、合計7人で生活することとなったことから、駐車場の増設を計画しました。そこで、市街化調整区域内ではありますが、駐車場用地108.02m²を整備したく、本申請に及んだものです。

また、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

[受付番号16]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)



(譲渡人)



(譲受人)



(転用事由)

貨物自動車運送事業施設及び駐車場

申請地は、富士松図書館の東約300mのところに位置しています。農地区分は、インターチェンジから概ね300m以内であるため、第3種農地と判断致しました。

申請人は、岡崎市に本店を置き、主に一般貨物自動車運送事業を営む法人です。現在使用している事務所や駐車場としている土地の返却依頼があったことに伴い、新たに事務所及び駐車場用地の確保が必要となりました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、事務所及び駐車場 16 台分として 1, 103 m²を整備したく、本申請に及んだものです。

[受付番号 17]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、富士松北保育園の西約 70 m のところに位置しています。

農地区分は、街区に占める宅地の割合が 40 % を超えている区域にある農地であるため、第 3 種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて家族 3 人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。そこで、市街化調整区域内ではありますが、分家住宅 1 棟 103. 31 m²を建築したく、本申請に及んだものです。

なお、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

5 ページをお願いします。

議案第 3 1 号

相続税の納税猶予に関する適格者証明について

[受付番号 5]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(相続人)

● ● ● ●

(被相続人)

● ● ● ●

(納税猶予発生日)

令和 6 年 1 月 16 日

(事由)

納税猶予適用のため

以下、〔受付番号 6 〕までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

6 ページをお願いします。

議案第 3 2 号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

[受付番号 7]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(主たる従事者)

● ● ● ●

(申請人)

● ● ● ●

(原因)

故障（令和7年8月1日）

7ページをお願いします。

議案第33号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号22]

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和7年11月1日から令和16年11月30日まで

8ページをお願いします。

報告第26号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

[受付番号24]

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

共同住宅建築

以下、9ページ〔受付番号29〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

10ページをお願いします。

報告第27号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

〔受付番号61〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

● ● ● ●

(貸人)

● ● ● ●

(借人)

● ● ● ●

(転用事由)

住宅建築

以下、12ページ〔受付番号76〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

13ページをお願いします。

報告第28号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

〔整理番号10〕

(所在及び面積)

● ● ● ●

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)

● ● ● ●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(解約通知日)

令和 7 年 8 月 29 日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

以下、15ページ〔整理番号15〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。
質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。
議案第29号から議案第33号及び報告第26号から報告第28号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしと認め、議案第29号から議案第33号及び報告第26号から報告第28号までを原案通り決定します。
本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前 10 時 45 分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会長 _____

10番 _____

11番 _____

本会議に参与した者

事務局長

近藤 浩

係長

酒井 武士

主事

須田 裕介

主事

加藤 立紀